

青色申告できっちり節税しましょう！～所得税、住民税、事業税でこれだけの節税効果があります。～

前提

輸入雑貨を営むオーナーの太郎さんは妻と子供1人の3人家族です。
妻 花子さんと子供 節子さんも一緒に働いています。
所得控除：社会保険料控除 60万円

青色申告の特典

青色 事業専従者

青色申告特別控除

なんと
296,000円の
節税効果！！

青色申告と白色申告 納税額比較表

(単位：円)

青色申告の場合		白色申告の場合		差額
売上金額	12,000,000	売上金額	12,000,000	
必要経費	7,000,000	必要経費	7,000,000	
差引金額	5,000,000	差引金額	5,000,000	0
青色事業専従者		事業専従者		
妻 花子	1,000,000	妻 花子	860,000	140,000
子 節子	1,200,000	子 節子	500,000	700,000
青色申告特別控除	650,000		0	650,000
所得金額	2,150,000	所得金額	3,640,000	1,490,000
所得税	58,500	所得税	168,500	110,000
住民税	119,500	住民税	268,500	149,000
事業税	0	事業税	37,000	37,000
納税額 合計	178,000	納税額 合計	474,000	296,000

ここまでは同じ

白色の場合
金額に上限あり！

青色のみの特典！

調整控除額 2,500円。均等割りは考慮しておりません。

この他にも青色申告の場合は、今年の損失を翌年以後3年間にわたり各年の所得から差し引くことができるなど様々な特典があります。

～ 65万円の青色申告特別控除 ～
事業所得・事業的規模の不動産所得で複式簿記による記帳をするなど一定の要件を満たす場合に適用できます。

(注) 平成22年7月31日現在の法令に基づいております。詳しくは中川税理士事務所までお問い合わせください。

用語解説

青色申告特別控除の適用要件 とは

(1) 65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除が受けられるための要件は、次のようになっています。

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。

これらの所得に係る取引を**正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)**により記帳していること。

の記帳に基づいて作成した**貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付**し、その適用を受ける金額を記載して確定申告期限内に提出すること。

(注)

現金主義によることを選択している人は、65万円の青色申告特別控除を受けることはできません。

不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額が65万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。

ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合にはその損失をないものとして合計額を計算します。

不動産所得の金額、事業所得の金額の順に控除します。

(2) 10万円の青色申告特別控除

10万円の控除は、(1)の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

(注)

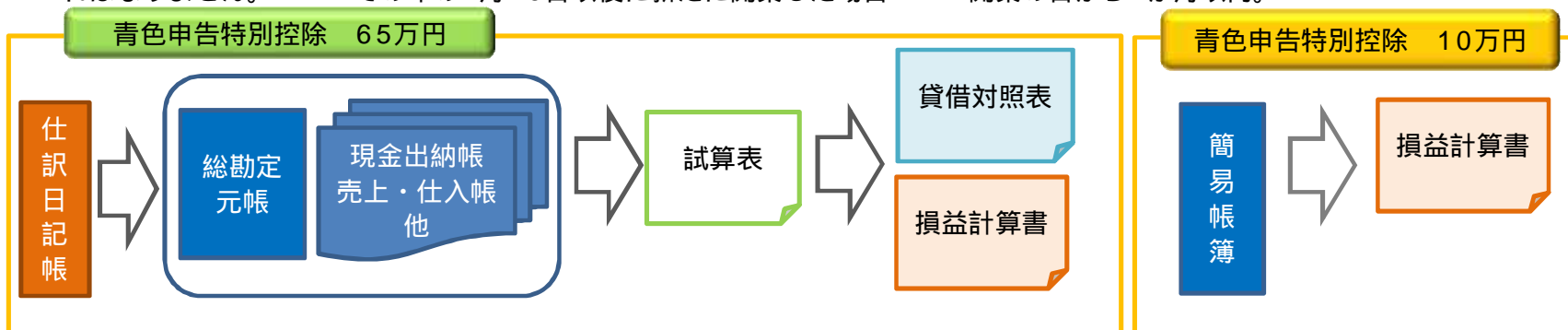
不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。

ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合にはその損失をないものとして合計額を計算します。

不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の順に控除します。

青色申告の申請手続

新たに青色申告の申請をする人は、その年の3月15日までに「**青色申告承認申請書**」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。その年の1月16日以後に新たに開業した場合 開業の日から2か月以内。



青色申告者の専従者給与とは

一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経費とすることができる青色申告の特典です。

青色事業専従者給与として認められる要件は、次のとおりです。

- (1) 青色事業専従者に支払われた給与であること。

青色事業専従者とは、次の要件のいずれにも該当する人をいいます。

青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。

その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。

その年を通じて6月を超える期間(一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間)

その青色申告者の営む事業に専ら従事していること。

- (2) 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること。

提出期限は、青色事業専従者給与を支払う年の3月15日までです。

その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合

その開始した日や専従者がいることとなった日から2か月以内

- (3) 届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること。

- (4) 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること。

過大とされる部分は必要経費とは認められません。

白色申告者の事業専従者控除とは

事業に専ら従事する家族従業員の数、配偶者かその他の親族かの別、所得金額に応じて計算される金額を必要経費とすることができる白色申告の場合の取扱いです。

- (1) 事業専従者控除額は、次の 又は の金額のどちらか低い金額です。

事業専従者が事業主の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ専従者一人につき50万円

この控除をする前の事業所得等の金額を専従者の数に1を足した数で割った金額

- (2) 白色事業専従者控除を受けるための要件は、次のとおりです。

白色申告者の営む事業に事業専従者がいること。

事業専従者とは、次の要件のすべてに該当する人をいいます。

白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。

その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。

その年を通じて6月を超える期間、その白色申告者の営む事業に専ら従事していること。

確定申告書にこの控除を受ける旨やその金額など必要な事項を記載すること。

(注)青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人又は白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

平成22年7月31日現在の法令に基づいております。詳しくは中川税理士事務所までお問い合わせください